

八千代市地域福祉計画・ 八千代市地域福祉活動計画を策定しました

市では、社会福祉法に基づき、少子超高齢社会の進行や非正規雇用の増加など近年の社会の変化とそれに伴う福祉ニーズの多様化に対応していくために、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などを横断的につなげる総合的な計画として、社会福祉協議会と共同で「八千代市地域福祉計画」、「八千代市地域福祉活動計画」を3月に策定しました。

お問い合わせは
健康福祉課へ
☎421-6732



地域で支え合う 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係をを超えて、市民や地域・関係団体が参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

近年、私たちを取り巻く環境は、大きく変容し、様々な生活課題が顕在化しています。

これらの解決のためには、各地域がそれぞれの課題を共有して主体的に取り組む「地域力」の向上や、関係機関・団体、事業者、ボランティアなどと地域における活動の輪を広げていくことが、地域福祉の推進にとって重要となっています。そのため、市では、地域の助け合いによる地域福祉を推進するための「理念」と「しくみ」をつくる行政計画として「地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、本市の総合計画の目指す将来像や基本理念を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の概念の下、基本理念を「お互いを認め 共に生きる わがまち八千代市 ～一人ひとりを大切に～」とし、本市に暮らすすべての人が、自立し、支え合い・助け合いのこのころを持ち、生涯にわたりこのまちに暮らし続けたいと願う、福祉のまちづくりに取り組みます。

また「地域福祉活動計画」は、市社会福祉協議会が地域福祉の推進を目的として策定する行動計画として、市民の皆さまが生活していくうえで困りごとや望むことに気づき、その解決や福祉の向上を目指す取り組みについて考え、地域で支え合い、助け合える地域共生社会の実現を進めるための、市民主体による自主的な計画となります。

本市においては「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、その理念や地域福祉推進の方向性などを市と社会福祉



◀地域懇談会の様子

協議会が共有・連携することにより、一体的な地域福祉の推進を図ります。

3つの基本目標と19の施策の方向性

市民、関係団体などに対するアンケートのほか、地域福祉シンポジウム、地域懇談会を実施し、本市の地域福祉の現状と課題、ニーズを基に、市民、地域・関係団体、社協、市が一体となって目指す八千代市の地域共生社会の形について、3つの基本目標と施策の方向性として19の項目を掲げました。

基本理念

お互いを認め 共に生きる わがまち 八千代市 ～一人ひとりを大切に～

基本目標 ①

支えあい、たすけあいの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり

- ①福祉教育・ボランティア学習への参加機会の増進
- ②地域における居場所づくりの増進
- ③ボランティア・市民活動の推進支援体制の整備
- ④地域の助け合い活動に関する担い手の養成
- ⑤身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進



基本目標 ②

誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり

- ⑥防災を通じた福祉のまちづくりの増進
- ⑦日常生活における行動手段の工夫と体制の整備
- ⑧権利擁護をすすめるための支援体制の充実
- ⑨住民組織・住民活動の活性化の支援
- ⑩多様な生き方や多文化を認めあえる環境づくりの推進



基本目標 ③

地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり

- ⑪地域共生社会の理解促進
- ⑫全世代、全対象型の福祉総合相談の支援体制の整備
- ⑬地域福祉活動のネットワーク形成
- ⑭情報のバリアフリーの推進
- ⑮地域福祉をすすめる人材の育成・確保の体制づくりの推進
- ⑯企業、社会福祉法人、NPO法人等による社会貢献活動・地域福祉活動の推進
- ⑰地域福祉における医療・教育・福祉サービスの充実
- ⑱経済的困窮、社会的孤立の解消のための自立支援体制整備
- ⑲多機関協働による包括的支援のネットワークづくりの増進

広告